

5 地方税財源の充実強化

(2) 市町の財政基盤の強化

国への提案事項

1 喫緊の財政需要に対する財政措置

- 市町における人口減少対策や、少子高齢化に対応したまちづくりをより一層進めることができるよう、まち・ひと・しごと創生事業費等により必要な地方交付税措置を引き続き講じるほか、必要な国庫補助金等や有利な地方債措置により、確実な財源措置を行うこと。
 - ・過疎対策事業債について、ソフト分を含めて前年度を上回る措置を行うこと。
 - ・公共施設等適正管理推進事業債について、令和3年度までとされている現行期限の延長を行うこと。
- 併せて、平成30年7月豪雨災害を教訓とした災害に強いまちづくりを着実に進めていくため、防災・減災・国土強靱化のための3か年緊急対策、緊急自然災害防止対策事業債及び緊急防災・減災事業債については、令和2年度までとされている現行期限の延長を行うこと。

2 合併市町への財政措置

- 合併を行った市町については、旧合併特例事業債等の確実な配分や合併後の市町の姿を踏まえた交付税算定の見直しを確実に反映するなど、市町建設計画に基づくまちづくりが円滑に実施されるよう、市町が必要とする財政措置を、引き続き、確実に講じること。

【提案先省庁：総務省】

5 地方税財源の充実強化

(2) 市町の財政基盤の強化

現状／施策の背景・経緯

1 喫緊の財政需要に対する財政措置

平成27年の国勢調査において、県内人口は、平成22年度と比べ0.6%減少となっているが、中山間地域や島しょ部では、5%以上減少している市町が11団体、うち3市町は10%以上減少しており、各市町においては、人口減少対策等、地方創生に資する取組を重点的に行っているところである。

併せて、本県は土砂災害警戒区域が約3万6千か所、ため池が約2万か所など、全国的に見ても危険か所が多く、平成30年7月の豪雨災害の復旧・復興と併せて、防災対策を計画的に進める必要がある。

2 合併市町への財政措置

合併市町においては、更なる行財政の効率化に取り組むとともに、建設計画事業を推進しているが、東日本大震災や建設需要の増大などに伴い遅れが生じており、5年の再延長を機に、引き続き合併後のまちづくりを推進する必要がある。



課題

- 市町においては、人口減少や少子高齢化に対応するための、まち・ひと・しごと総合戦略や中山間地域の活性化などに係る課題が山積しており、まちづくりに対する喫緊の財政需要に対する財政措置が必要である。
- そうした中、平成30年7月豪雨災害の被災市町においては、早期の復旧、復興と併せて、地方創生の取組や住民が安心して暮らせるためのまちづくりをより一層推進していく必要がある。
- 新たに「防災・減災・国土強靱化のための3か年緊急対策」や「緊急自然災害防止対策事業債」が創設されたものの、本県では、復旧・復興に多大な時間を要することが見込まれ、中・長期的な視点での安定的な財政措置が急務となっている。

地方債計画 (億円)

項目	令和元年度	平成30年度
過疎対策事業	4,700	4,600
公共施設等適正管理事業(*)	4,320	4,320
防災・減災・国土強靱化緊急対策事業(※)	6,084	0
緊急自然災害防止対策事業(※)	3,000	0
緊急防災・減災事業(※)	5,000	5,000
旧合併特例債	6,200	6,200

(※)については、R2年度まで

(*)については、R3年度まで(うち市町村役場機能緊急保全事業を除く)